

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年3月12日(火) 第3委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査及び閉会中の継続審査について
 - 2 その他

午前4時47分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は6名でございます。全員出席でございますので、直ちに会議を始めたいと思います。この会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

1 所管事務調査及び閉会中の継続審査について

- 桂藤和夫委員長 早速協議事項に入ります。所管事務調査及び閉会中の継続審査についてということで、(1)の新規調査項目の可否につきまして、御議論いただいて結論を出せばいいかなと思っております。庄原市における公文書年表記について、閉会中の所管事務調査に入れるかどうか、御意見を承ればと思います。福山委員。
- 福山権二委員 ぜひ検討をお願いしたいと。つくるにしても、多岐にわたって検討しないといけないことがあるので、十分資料を用意します。ぜひ検討をお願いします。
- 桂藤和夫委員長 他に御意見ありませんか。副委員長。
- 坪田朋人副委員長 基本的にはいいかなと思うのですが、この前いただいたこの理由や趣旨に関して、庄原市における公文書年表記についてならいいのですが、理由や趣旨、その先についてとかに、非常に個人的な見解が含まれているところがあります。そこをどう捉えるかの認識を確認しておきたいというのはあります。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 そのことについても、委員の皆さんでこれは行き過ぎだとか、十分協議してもらえばいいので。そこから1歩も出ないとだめだということもありませんから。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 坪田朋人副委員長 これをやるに当たって、この理由に関して、この委員会で皆さんこれをオーケーされたでしょうみたいなことを後で言われるとなると、その前にこれを話しておかないといけないですよ。その扱いをどう認識されているのか。所管事務調査は、理由はあると思うのですが、

決定するときに皆さんタイトルを決める。何について話をするかみたいなのを言って、ここまで明確につくることはないではないですか。僕も初めてのケースで、ここの扱いをどうすればいいのか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 提案者は、皆さんから、何をしようと思っているのかと言われてたら困るので、こんなことを考えていると。皆さんで考えてみてくれということなので、これに縛られることはありません。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 気になるところは結構あるので、そこを正していくと切りがないと思います。これは所管事務調査にして、その中でやっていけばいいのではないかという話なら、それでいいと思います。ただ、趣旨において、条例化を求めるみたいなのところが最後にあったのですが、他市を見たら条例化までされているところはないのかなど。あと一つ、これを所管事務調査項目にすることはいいのですが、実際に求めるという話になった場合に、人数減で職員の仕事量が、みたいな話になると、そこに関しても矛盾が出てくるかなというところがあります。条例化したり、明文化したりを求めていくと、職員の仕事量は確実にふえると思います。時期に関して、来年度いっぱい使われるということではあるのですが、ゴールの設定が厳し過ぎるのではないかとというのが僕のイメージというか認識です。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 そうは言っても任期は来年度しかないの、そのときに、もし結論として繰り越そうとなれば、それでいいのですよ。基本的には来年度しかないの、そこでやってみよう。できなければそれはいいのだけれども。条例をつくることも、そんなに難しい条例ではないです。職員さんですごく考えないといけないこともないし、前例もあります。

○坪田朋人副委員長 事務量的話です。条例化が難しいとかではないと思うのですが、事務量が圧倒的にふえると思います。やるのはいいのだけれども、最終的にゴールが見えたら、委員会として中間報告というか、どこに落とすか決めればいいのかと思うのです。ゴールありきでいくと、条例化というところが僕の中で引っかかるということがあったので。

○桂藤和夫委員長 ほかに意見はありませんか。ないようでしたら、所管事務調査に入れるという方向でよろしいでしょうか。総務常任委員会としての調査項目に加えたいと思います。続いて、2項目目の継続審査項目の確認です。現在3項目、財政運営について、庄原市特定事業主行動計画の進捗状況について、指定管理者制度の総括についてを審査項目にしています。これに、公文書年表記についてを加えて、4項目を審査項目にしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

2 その他

○桂藤和夫委員長 それでは、最後にその他、地方自治法改正法案に係る「国の補足的指示」の慎重審議を求める意見書案が福山議員より提案されています。まず説明をお願いします。福山委員。

○福山権二委員 きょうの会議資料の中に、意見書案を出しております。これを見てください。タブレットに入っておりますけれども、こういう文を出したいと。なぜ出したいかについて、中国新聞の切り抜きを資料として1枚つけております。皆さん読まれたと思いますけれども、これが一つ。それから、第33回の地方制度審議会の関係について、これは日本弁護士連合会が出していることですが、危

険性を書いた説明がありますので、ぜひそれを参考にさせていただきたいと思います。皆さんも御承知のように、地方制度審議会は今度第33回ということで、きょねんの年末に地方制度調査会がポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申を出しました。これを受けて、政府は、1月だったかに閣議決定をして、3月1日に今の国会へ法案提起をしているのですよ。その法案提起されたものを審議するのに、十分に慎重にやってくれという意見書なのです。既に内閣は閣議決定をして、国会に法律を出しているのです。その中身が、緊急にコロナとか災害があった場合に、国が一定の判断をしたら地方自治体にこのようにしろという指示ができる。その指示権の問題について、一般的にはもう日本の知事会、全国市長会、市議会議長会もそうだと思うけれども、これは危険なので、十分に慎重に審議しろということが提言されているのです。慎重に審議しろと政府に求める場合に、ぜひ全国の自治体、議会からも、こういう意見書を出したほうが良いという判断があちこちからあって、これが全国的な取り組みであるというのは間違いないのです。何が問題かと言えば、2000年に、国は、地方と国は対等関係にあるということで地方自治を十分に尊重した形にしようということを決めましたよね。これは、災害対策にかこつけて、何かあったときに政府が例えば、庄原市は三次市の支持にしたがえとか、庄原市は広島県の指示にしたがえといった指示する権限をつくろうと。もともと、今ないことはないのだけれども、そのときには個別法律をつくって、地方自治体の権限を侵食しないようにさまざまな背景をして進めるということでした。しかし、これによると、極端に言えば、誰かが押し寄せてくるので、全て政府の言うことを聞けと言えればそれまで。地方自治法の基本の地方自治の精神といいますか、基本を逸脱するような危険性があるので、ぜひ慎重に審議してくれというのを、この意見書で出しているのです。ぜひ皆さん全員の賛同を得て、当委員会として本会議に提案をしてほしいというのが提案者の思いです。以上です。

- 桂藤和夫委員長　　今、提案者の福山委員から説明いただきましたけれども、皆さんいかがでしょうか。副委員長。
- 坪田朋人副委員長　　まだよそは出していないということですよ。
- 福山権二委員　　出しているところもあるし、出していないところもある。もう3月議会が終わったところもあるのだけれども、全国的には出す傾向が強いです。
- 桂藤和夫委員長　　きょうではなく、15日にまた委員会があるので、それまでに帰って勉強してきてください。文書を読んで直すべきところは直させていただいた上で、総務常任委員会から出すという方向にしたらどうかというのが勝手な思いです。副委員長。
- 坪田朋人副委員長　　委員会として意見書を出すのなら委員会を開かないといけないと思うので、もし15日にやられるのなら、それまでに皆さんが見て確認してから決めないといけません。今回の本会議中に出されるのであれば、どこかでやらないといけないですね。
- 桂藤和夫委員長　　15日の予算決算常任委員会の後に集まる。この件を検討してきていただいてどうするか。委員会で出すか、バツになれば、福山さん個人で出していただくことになるかもしれませんが。局長。
- 山根啓荘議会事務局長　　午前中は予算決算常任委員会があるので、13時ぐらいがよろしいかと。
- 桂藤和夫委員長　　状況に応じて、予算決算常任委員会が早く終わったら、その流れで集まっていたら。帰って読んでみていただいて、直すところを直して、委員会として出すか出さないか。委員会で出さないということになれば、福山さん個人で出していただく方向になるかもしれませんが、検討し

てきていただきますので、よろしくお願いいたします。そういう方向でやりたいと思います。以上できょうの総務常任委員会を閉会いたします。

午後5時3分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長